

# 浅口市立六条院小学校 いじめ防止基本方針

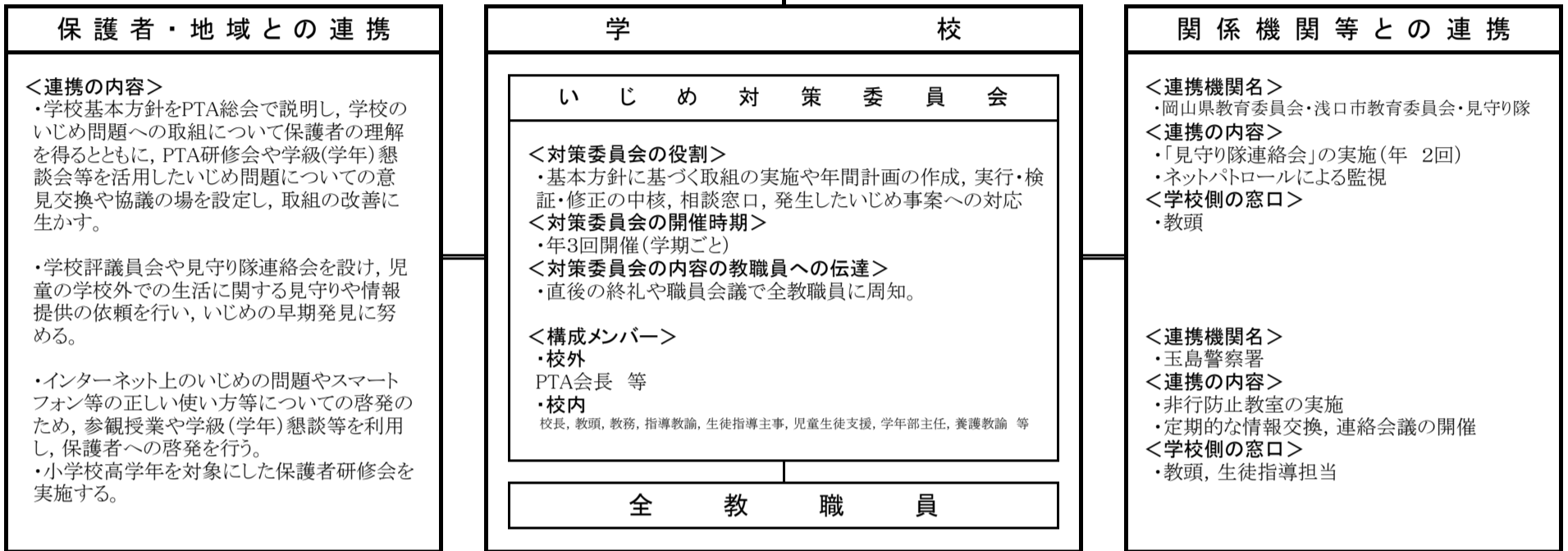
平成28年4月 改定

## いじめに関する現状と課題

・本校では、いじめに発展しかねない児童同士のトラブルは少なからず発生しており、今後も未然防止のため連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対応のための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校全体で取り組むために、いじめ対策委員会(生徒指導部会)を定期的に行い、未然防止に努めるとともに、いじめ問題が起こった場合には、その解決のため、生徒指導部会定例メンバー以外の教職員も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。  
 ・毎学期教育相談週間を設け、児童理解に努める。その際、児童にアンケートを実施することで、児童の実態を把握するようにする。また、相談実施後具体的にどのような相談があり、どのような対応をしているかを報告して共有することにより、職員間での共通理解を図るとともに、いじめの早期発見に努める。  
**<重点となる取組>**  
 ・**学習規律や生活習慣についての指導を学校全体で共有して、指導することで、児童がきちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもてるようにする。いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。**  
 ・**インターネットの利用実態を踏まえ、各学年で発達段階に応じて情報モラルに関する授業や保護者への啓発を毎年計画的に実施する。**  
 ・**ネット上のいじめに関する教職員研修を、毎年計画的に実施する。**



## 学校が実施する取組

① いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○互いに認め合い、心が通い合う温かい人間関係づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦割り班活動による「なかよし給食」を学期1回、「なかよし遊び」を月1回程度行い、児童同士の人間関係を深め、いじめの防止に努める。</li> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> </li> <li>○児童の主体的な参加による児童会活動の促進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表委員会による「学校をよくする運動」や「なかよし週間」(人権週間)を主体的に取り組めるように働きかける。</li> </ul> </li> <li>○道徳教育、人権教育の充実により、児童の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成を図る。</li> <li>○ネット上のいじめに対処できる能力の育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年において、情報モラルに関する授業を1時間行う。その際、参観授業を行うなど、保護者への啓発になるように配慮する。</li> </ul> </li> <li>○教職員の指導力の向上             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の周知、いじめ問題への対策を実施する上での留意点等について共通理解を図り、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上に努める。</li> <li>・ネット上のいじめやSNSについての研修を計画的に行う。</li> </ul> </li> <li>○家庭・地域との連携強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談での保護者向け研修の実施や学校評議員会さらには「見守り隊連絡会」の開催による連携。</li> </ul> </li> </ul>
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な調査等の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活実態等についてきめ細やかな把握に努め、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。</li> </ul> </li> <li>○教育相談体制の充実と活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。また、日頃から児童のがんばりを細やかに連絡するなどして気軽に相談できる関係づくりに努める。</li> </ul> </li> <li>○職員同士の情報共有             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員は児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。児童の気になる変化や行為があった場合、すぐに管理職及び生徒指導担当に報告するようにし、学校の教職員全体で情報共有できる体制をつくる。</li> </ul> </li> <li>○ネットパトロールとの連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロールとの連携を強化し、児童のネットの利用実態を把握し適宜指導していく。</li> </ul> </li> </ul>
③ いじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの発見、いじめの相談時の対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめと疑われる行為を発見した場合は、即座にその行為を止める。児童や保護者から連絡があった場合は、真摯に傾聴し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、必要な情報は確実に保護者へ伝え、協力して対応する体制を整える。</li> </ul> </li> <li>○教職員の組織的な対応と関係機関との連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発見・通報を受けた教職員は、いじめ対策委員会に報告するなど、まず情報を共有する。その後、いじめ対策委員会を中心に速やかに指導・支援体制を組み対応する。</li> </ul> </li> <li>○いじめられた児童への支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> </li> <li>○いじめた児童への指導とその保護者への助言             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul> </li> <li>○他の児童生徒への働きかけ             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを当事者だけの問題ではなく、学校全体の問題として考えられるよう、様々な資料等をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合える人間関係を構築できるような集団づくりに努める。いじめの解消に向けて徹底的に取り組む。</li> </ul> </li> <li>○ネット上への不適切な書き込み等への対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるとともに直ちに必要な措置をとる。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、警察へ連絡し適切に援助を求める。</li> </ul> </li> </ul>